

# びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会委員

(敬称略・五十音順)

氏名	所属	役職
奥村 節子	大津市	政策調整部長
佐藤 研司	龍谷大学	副学長 経営学部教授 法人常務理事
多胡 豊章	滋賀県	総合政策部次長
田畑 泉	立命館大学	大学院スポーツ健康科学研究科長 教授 スポーツ健康科学部長 教授 法人理事
塚口 博司	立命館大学	理工学部教授
東野 成美	滋賀県社会福祉協議会	福祉人材・研修センター所長
林田 久充	草津市	総合政策部 理事・草津未来研究所副所長
原山 敏子	滋賀県立近代美術館 サポーター会	元会長
平田富士男	兵庫県立大学 兵庫県立淡路景観園芸学校	大学院緑環境景観マシナリ研究科長 教授 校長
村山 典久	滋賀医科大学	法人理事
脇田 健一	龍谷大学	大学院社会学研究科長 教授 社会学部教授

## びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 びわこ文化公園都市が抱える様々な課題に対応するとともに、当地域の持つ学術や文化をはじめとする様々な資源や地理的特性を活かした将来ビジョンを検討するため「びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、「びわこ文化公園都市将来ビジョン」の策定にあたって、必要な事項を協議し、意見を述べ、必要な提言を行うものとする。

### (組織)

第3条 検討委員会は、学識経験を有する者、当地域に立地する大学、機関、関係自治体、その他必要と認められる者のうちから15名以内の委員で構成する。

2 委員の任期は、第1回委員会の日から所掌事項の終了までとする。なお、委員の欠員により新たに委員を補充する場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

3 所掌事項を処理する上で必要が生じた場合は、委員以外の専門知識を有する者の参画を求めることができる。

4 検討委員会の委員長を置く。

5 委員長は、委員の互選によって定める。

6 委員長は、検討委員会を総理し、代表する。

### (会議)

第4条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもってあてる。

3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

### 付 則

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。